

緊急 夜 9 時以降の時短要請

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都府の要請に応じて営業時間の短縮（時短営業）を行う事業者に対して、協力金が交付されます。

申請の受付は、要請期間終了後（1月12日（火曜日）以降）に開始される予定です。
（交付要項、申請書類等の詳細は現在準備中）

協力金の支給対象

次の全ての要件を満たす中小企業・団体等及び個人事業主

1. 酒類を提供する飲食店等を運営していること
2. 飲食店の営業許可等を得ていること
3. ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること
4. 12月17日（木曜日）以前から、21時から5時を含む時間に営業していたこと（注1）
5. 12月21日（月曜日）から1月11日（月曜日・祝日）までの間、休業日を除く全ての営業日において時短営業に取り組んだこと（注2）

（注1）通常の営業時間が5時から21時までの間である場合は対象にはなりません
（注2）準備等の都合で12月21日（月曜日）から時短営業に取り組むことが困難な場合は、遅くとも12月25日（金曜日）から時短営業に取り組めば対象となります

時短営業を要請した施設

- 接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等）
- 酒類を提供する飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ、居酒屋、ビアホール、レストラン等）

協力金の支給金額

1 事業所（店舗）あたり 4万円×時短営業した日数（注）

（注）定休日や年末年始の休みは時短営業した日数に含まれません

申請に必要な書類

受付開始後速やかに申請できるよう、あらかじめお手元にご準備ください。

- 申請書（注）
- 誓約書（注）
- 口座振込依頼書（注）
- 本人確認書類（免許証等）
- 営業許可証の写し
- 写真（屋号、感染拡大防止ステッカーを掲示していることがわかる外観写真、内観）
- 営業していることがわかる書類（確定申告書、直近の月締め帳簿）
- 通常 21 時以降も営業していたことがわかる書類（看板、ホームページ等）
- 時短営業に取り組んだことがわかる書類（チラシ、ホームページ等）
- 酒類を提供していることがわかる書類（メニュー、納品書等）

（注）様式は後日公表されます。

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター
TEL：075-414-5907（平日9時から17時）
※12月19日（土曜日）、20日（日曜日）は受付
※協力金専用のコールセンターを近日中に開設予定